

周防大島町建設工事における「週休2日工事」の実施（試行）要領

令和6年2月20日

1. 趣旨

本要領は、週休2日の実現に向け、週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

(1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準以上に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事を対象とする。

なお、営繕系工事については、別に定める「周防大島町営繕系工事における「週休2日工事」の実施（試行）要領」によるものとする。ただし、緊急を要する工事、現場閉所が馴染まない工事等は対象外とする。

4. 発注方式

「週休2日工事」については、次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定型

発注者が、発注時から受注者に対して週休2日に取り組むことを指定する方式。

(2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

5. 発注方法

- (1) 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、入札公告又は指名通知書に発注方式（週休2日工事（発注者指定型、受注者希望型））や、施工条件書に適用の有無等を明示する。
- (2) 工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」によるものとする。

6. 実施方法

(1) 週休2日工事（発注者指定型）

受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、発注者が作成した「工期設定支援システム（山口県版試行）」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行う。（別紙2参照）

(2) 週休2日工事（受注者希望型）

受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、「週休2日」の実施希望の有無について書面で協議するとともに、「週休2日」の実施を希望する場合は、発注者が作成した「工期設定支援システム（山口県版試行）」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行う。（別紙2-1参照）

(3) 共通事項

発注者は、(1)(2)により工期延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

また、受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。

なお、工事着手後に工程の変更理由が以下1)～5)に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。

- 1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- 4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- 5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

7. 週休2日の確認方法

- (1) 受注者は、「週休2日工事」を実施する場合、現場閉所の状況が確認できる工程表（計画工程表）を添付し監督職員に提出する。
- (2) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替で

きるものとする。

- (3) 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表（別紙3参照）や出面等を監督職員に提示する。提示する期間は、現場作業着手から現場作業完了までとする。

8. 経費の補正方法

(1) 週休2日工事（発注者指定型）

発注時、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正しないこととし、補正分を減額する変更契約を行うものとする。

(2) 週休2日工事（受注者希望型）

発注時は、週休2日の取組に係る経費の補正を行わずに予定価格を設定するものとする。精算時には、対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、各経費を補正したうえで契約変更を行う。4週6休に満たないもの、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

(3) 共通事項

補正係数は別紙のとおりとする。

9. 工事成績評定

(1) 週休2日工事（発注者指定型）

- 1) 発注者は、対象期間内に、発注者指定型については「4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）」の現場閉所が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表の「工程管理A」、「工程管理B」において評価を行う。

- 2) 発注者指定型で、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

(2) 週休2日工事（受注者希望型）

- 1) 受注者希望型については、「4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）」の現場閉所が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表の「工程管理A」、「工程管理B」において評価を行う。

- 2) 受注者希望型では、受注者の責において「4週6休以上」の現場閉所を達成できなかった場合であっても減点を行わない。

(3) 共通事項

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

10. 工事標示板

週休2日工事の受注者は、週休2日の現場閉所に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。(別紙4参照)

11. アンケート調査

受注者は、監督職員からアンケート調査の依頼があった場合には、協力するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

【土木工事】、【機械設備工事】

<補正係数（週休2日工事）>

現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.05
- ・機械経費（賃料）1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・労務費 1.03
- ・機械経費（賃料）1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（（6日/28日）以上25%未満）

- ・労務費 1.01
- ・機械経費（賃料）1.01
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

【漁港・海岸工事等】

漁港・海岸工事等については、山口県からの通知（令和3年（2021年）6月23日付け令3漁港漁場第137号）のあった「港湾工事における「週休2日モデル工事」の補正方法等の取扱いについて」を準用するものとする。

なお、今後、補正方法等の取扱いに改正があった場合は、山口県に準じるものとする。

（注1）適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合

○積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。

（注2）土木工事標準単価の場合

○物価資料（デジタル土木コスト情報）に該当工種の週休2日補正単価が掲載されている場合に限り、現場閉所率に応じた補正単価を適用する。（ただし、港湾工事を除く）

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防護網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道工事）

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管及びます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02